

平成28年第4回笠松町議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
住民課長	加藤順子
健康介護課長	今枝貴子
水道課長	田島茂樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	佐藤純平
主任技師	北川恭之

1. 議事日程（第4号）

平成28年12月16日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第76号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第2 第77号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第3 第78号議案 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第4 第72号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第5 第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第6 第74号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第76号議案から日程第7 第75号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第76号議案から日程第7、第75号議案までの7議案を一括して議題といたします。

書記をして第76号議案から第78号議案までの3議案を朗読いたさせます。

○書記（朝日純子君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第76号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年笠松町条例第21号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月16日提出。笠松町長 広江正明。

次に、4ページをお開きください。

第77号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の育児休業等に関する条例（平成4年笠松町条例第3号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成28年12月16日提出。

次に、7ページをお開きください。

第78号議案 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を次のとおり提出するものとする。平成28年12月16日提出。

提出者、笠松町議会議員 船橋義明、賛成者、笠松町議会議員 長野恒美、安田敏雄、伏屋隆男、田島清美、川島功士、尾関俊治、古田聖人、竹中光重。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、私のほうからは第76号議案と第77号議案について御説明申し上げます。

まず、第76号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児制度、介護休暇等に関し所要の規定整備を行うものであります。法律のほうはこの12月2日に公布され、平成29年1月1日施行ということで急遽追加提案させていただいたものであります。

まず、第8条の3関係ですが、こちらは資料の1ページを見ていただくとわかりやすいのですが、まず育児制度の対象となる子の範囲の見直しを行わせていただきます。育児を行う職員の早出遅出勤務・深夜勤務・時間外勤務の制限制度において、この育児の対象となる子の範囲に民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子、そして将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子を加えるものであります。

それから、資料の2ページからにわたっていますが、第8条の4関係で、こちらでは介護を行う職員の時間外勤務の制限範囲の拡大を行います。日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、一月に24時間、1年に150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないといった従来の制度に加えまして、今回の改正により、3ページの中ほどに記載のように読みかえ規定を追加します。今回の改正により、公務の運営に支障がある場合を除き、請求があった場合には時間外勤務をさせてはならないという制度を追加するものであります。

それから、資料の3ページの中ほどの下のほうですが、第15条関係で、介護休暇の分割取得を設けます。これまでの介護休暇制度においては、配偶者、父母、子、祖父母等が負傷・疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態となり、その介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、連続する6カ月の期間内において取得できる制度でありましたが、今回の改正により6カ月上限として3つの期間に休暇期間を分割して取得できることとするものであります。

なお、介護休暇期間中は給与は支給しません。

それから、資料の3ページの一番下のところですが、第15条の2の関係で、介護のための所定労働時間短縮制度の新設を設けます。こちらは連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする制度を新設するものであります。

なお、こちら勤務しない時間については給与額を減額するというものであります。

施行期日は平成29年1月1日であります。

続きまして、第77号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら先ほどと同じ2つの法律の一部を改正する法律の施行に伴い、こちらは育児休業制度に関し、所要の規定整備を行うものであります。

資料の5ページの中ほどに、第2条の第3号関係で、非常勤職員の育児休業取得要件の見直しを行います。非常勤職員の育児休業です。これまでの非常勤職員の育児休業取得においては、子が2歳に達するまでの間、雇用継続の可能性があることが取得要件でありましたが、今回の改正で、子が1歳6カ月に達するまでの間、雇用継続の可能性があるれば取得できることに要件

を緩和するものであります。

そして、同じく5ページの下のほうから8ページにわたっていますが、第2条の2以降で、こちらでは育児休業の対象となる子の範囲の見直しを行います。こちらも先ほどと同じように、まず地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業の対象となる子の範囲に、民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中の子と、それから将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子が追加されたことに加え、こちらの条例において、実親等の反対により養子縁組を希望しながら結ぶことができない養育里親に委託されている子を対象とするものであります。あわせて、同一の子に対し再度育児休業、育児短時間勤務を取得できる特別の事情について規定するもので、別の子に係る育児休業及び育児短時間勤務取得中の職員が当該子の特別養子縁組監護期間や里親委託の解除により終了した場合に、最初の子に係る育児休業及び育児短時間勤務を再取得できる規定を加えるものであります。

ちょっとわかりにくいんですが、育児休業制度では最初の子で育児休業をとっておきまして、2人目を取得するようになった場合は、2人目の子の条件でこの権利を取得するわけなんです。先ほどの新しく加えた特別養子縁組とか里親制度ですね、こちらが破綻した場合は、最初の子の権利で再度取得、短時間勤務労働等が取得できるという規定であります。

それから、資料の9ページですが、第19条関係で、介護時間の新設に伴う育児部分休業の制限ということで、こちらは制限です。先ほどの介護時間制度の新設に伴いまして、育児部分休業ができる時間、子が小学校就学前までの間、1日2時間以内で取得できるわけですが、これについて1日につき2時間から介護時間を減じた範囲で承認する規定を定めるものであります。介護と育児の休暇を両方利用しても1日までしかとれないという規定を定めるものであります。

こちらの施行期日は平成29年1月1日であります。

以上で追加議案の説明を終わります。

○議長（岡田文雄君） 続きまして、第78号議案の提案理由の説明を求めます。

9番 船橋義明議員。

○9番（船橋義明君） この問題につきましては、昨年、私、議長をやらせてもらっておりまして、東京へ行った際にも全国的にこういう傾向が、いわゆる議員のなり手がいないと。無投票の地域が多くなったというような大変皆さん危惧していらっしゃるようなことで、何らかの形をとってみずから議会議員をつくらないかんじゃないかというようなことから、いろいろ考えた末で、こういう問題もまずやってみないかなということを持ち上がったものだと思っております。

第78号議案 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱える問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられている中、

町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。開会日に報告がありました第60回町村議会議長全国大会でも、地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を求める特別決議を決議されております。

ここで意見書を朗読して皆さんに御賛同を得たいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっております。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えられております。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月16日、岐阜県羽羽島郡笠松町議会。

宛先であります、内閣総理大臣 安倍晋三様、財務大臣 麻生太郎様、総務大臣 高市早苗様、厚生労働大臣 塩崎恭久様、内閣官房長官 菅義偉様、衆議院議長 大島理森様、参議院議長 伊達忠一様。

議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。ただいま提案の第76号議案から第78号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い、質疑、採決を行うことといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって第76号議案から第78号議案までの議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き議案番号の順に従い質疑、採決を行うことと決しました。

第72号議案 平成28年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

第73号議案 平成28年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

第74号議案 平成28年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

第75号議案 平成28年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

第76号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

第77号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、質疑、討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

第78号議案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第4回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成28年第4回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時28分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年12月16日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 安 田 敏 雄

議 員 田 島 清 美